

柏崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱
(設置)

第1条 本市は、市内の各界、各層及び学識経験者の市民等の意見・意向を柏崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に反映するため、柏崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置するものとする。

(組織)

第2条 推進委員会は、20人以内の委員をもって組織するものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、選任の日から平成29年3月31日までとし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進委員会)

第5条 推進委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、総合企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。